

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 岡山県青少年健全育成条例に規定する有害な写真並びに推奨、指定及び規制に関する基準の一部改正 （県例規集登載） ○ 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分 ○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定 ○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退 ○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定 ○ 指定居宅介護支援の事業の廃止 保安林の指定施業要件の変更予定 〃 【公告】		男女共同参画青少年課 			

◎岡山県規則第四十三号

岡山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十二年岡山県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号口中「強かん」を「強制性交等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百六十一号

岡山県青少年健全育成条例に規定する有害な写真並びに推奨、指定及び規制に関する基準（昭和五十二年岡山県告示第七百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二の一の「ア中「性的しゅうち心」を「性的羞恥心」に改め、同二の三の「強かん」を「強制性交等」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百六十二号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び自動車登録番号

種類及び名称	形状及び数量	自動車登録番号
小型乗用自動車 三菱 デイオン	ステーションワゴン 一台	岡山五〇一ほ三七三九
小型乗用自動車 ニッサン ブルーバードシルフィ	箱型 一台	岡山五〇一ひ五二七五

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十九年七月五日

三 放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港駐車場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一に掲げる放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所総務課

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六一二九四一五五五〇

◎岡山県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
むかえ歯科・小児歯科	総社市井手1066-3	H29. 8. 1

◎岡山県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退した。

平成二十九年九月十五日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	辞退年月日
河本歯科クリニック	津山市東一宮30-3	H29. 8. 31

◎岡山県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人経山会	総社市久米48-1	美作特別養護老人ホーム地域密着型やすらぎ荘	美作市古町1707-3	H29.7.1

◎岡山県告示第四百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアサポート総社

2 所在地

岡山県総社市井尻野三三三―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さんあい

2 所在地

大阪府東大阪市瓜生堂二丁目八番二号

三 廃止年月日

平成二十九年八月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一三一二

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

和気郡和気町日室字南谷五三二、五三三の一、字大見山五四二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
英田郡西栗倉村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び西栗倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔四〇七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山市北区ほか	測 量 区 域
航空レーザ計測	測 量 の 種 類
平成二十九年九月一日から同年十一月二十四日まで	測 量 期 間

〔四〇八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字大下原一二二八一、一二二八―三、一二二九―一、一二二九―三、一二三〇―一、一二三一―一、一二三一―二、一二三一―四、一二三二―一、一二三三―一、字西上向一二三四―三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都品川区大崎一丁目一―二

株式会社ローソン

代表取締役 竹増 貞信

三 許可番号

岡山県指令建指第八二号

〔四〇九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字大下原一二二八一、一二二八二三、一二二九一一、一二二九一三、一二三〇一一、一二三一一一、一二三一一二、一二三一一四、一二三二一一、一二三三一一、字西上向一二三四一三

二 公共施設の種類

消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都品川区大崎一丁目一一二

株式会社ローソン

代表取締役 竹増 貞信

五 許可番号

岡山県指令建指第八二号

◎岡山県人事委員会規則第十八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月十五日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「（行政職給料表の六級の職、医療職給料表（一）の四級の職及びこれに相当すると人事委員会が特に認める職に限る。）」を削り、

所 長	五 種
次 長	八 種

を

所 長	五 種
次 長	八 種
課長（行政職給料表の六級の職に限る。）	

に改め、「（医療職給料表（三）が適用さ

れる職のうち行政職給料表の六級の職に相当すると人事委員会が特に認める職に限

北部高等技術専門校美作 校長	を	北部高等技術専門校美作 校長 副校長	に
-------------------	---	--------------------------	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

◎岡山県選管告示第五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年九月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、九一四
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九九、四六二
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、二三九	高梁市	九、〇四二

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	勝 津 山 市 ・ 田 苦 田 郡 ・ 郡	倉 敷 市 ・ 都 窪 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一八、 五五七	一五、 八六一	一四、 三三八	一七、 五五一	三六、 八九一	一三四、 三五一	四六、 四一五	二六、 七〇〇	三九、 七九五
	久 米 郡	浅 口 市 ・ 浅 口 郡	美 作 市 ・ 英 田 郡	真 庭 市 ・ 真 庭 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前 市 ・ 和 気 郡	新 見 市
	五、 六九九	一三、 〇七九	八、 六一三	一三、 五七八	一二、 三二六	一〇、 六七〇	一四、 四一六	八、 七六四